

## 魅力ぎゅうぎゅう神石高原フォトコンテスト募集要項

### 1.目的

神石高原町の魅力を写真を通じて共有すると共に、国内外に発信し、知名度向上と交流人口の増加を図る。

### 2.募集テーマ

神石高原町の秋

人物、風景、観光施設等は問わない

### 3.応募期間

令和7年9月1日(月)～令和7年11月30日(日)

### 4.応募資格

- ①日本国内に住所を有する方(賞品発送のため)
- ②自身のアカウントを保有する個人の方
- ※プロ・アマおよび町内・町外在住は問わない
- ③アカウントを公開状態にしている方
- ④当コンテストの趣旨に賛同していただける方

### 5.応募方法

- ①Instagramもしくはフェイスブックのアプリをインストールして、ご自身のアカウントで神石高原町公式アカウント(Instagram:jinsekikogen\_town フェイスブック:挑戦のまち 神石高原町)をフォロー。
- ②神石高原町内で秋の写真を撮影。但し、過去に撮影した写真での応募も可能。
- ③撮影した写真に神石高原町公式アカウントをタグ付けおよび、ハッシュタグ「#神石高原フォトコンテスト2025」と「#神石高原町」の両方を付け、SNSに投稿。
- ④投稿の際に「写真の撮影日」「撮影場所」「写真タイトル」「概要の説明」をハッシュタグ、キャプション等で記載。
  - ※タグ付けおよびハッシュタグ、撮影場所や撮影日時等の記載がない投稿は無効。
  - ※応募時に当該画像のデータを保管しておくこと。
  - ※期間中何度でも応募可能。(同一作品の応募は1回のみ)
  - ※1回の投稿で複数の写真を投稿した場合は1番最初の1枚のみを審査の対象とする。

### 6.入賞

最優秀賞(1点):神石牛(1万円相当)

優秀賞(2点):神石高原町特産品詰め合わせ(5千円相当)

### 7.審査および発表

- ・応募期間終了後に審査を行い、入賞作品を選出する。
- ・令和 8 年 2 月以降に、受賞者に対し、直接通知する。(1 週間以内に返信がない場合、入賞を取消す場合あり)
- ・審査結果は公式ホームページや SNS 等で発表。

## 8.注意事項

- ・応募者本人が著作権を有する写真であること。
  - ・未発表または発表予定のない作品であること。但し、営利を目的としない個人的な web サイトや SNS に掲載した作品は応募可能。
  - ・応募期間中であれば、一人当たり何回でも応募可能。ただし、入賞は一人あたり 1 作品。
  - ・1 回の投稿で複数の写真を投稿した場合は 1 番最初の 1 枚のみを審査の対象とする。
  - ・応募期間より前に撮影した作品も応募可能。
  - ・被写体が人物の場合は、必ず被写体本人に承諾を得ること。(被写体が未成年の場合は保護者の同意が必要)
  - ・写真の被写体の肖像権やその他の権利は、事前に承諾を得るなど応募者の責任において対応すること。
  - ・審査を通過した応募者には、指定した期間内に応募作品のオリジナルデータの提出を求めるため、オリジナルデータは必ず保管すること。
  - ・写真の管理は神石高原町が行うほか、神石高原町および神石高原町が認めた第三者に対し、応募作品を無償かつ無期限に利用する権利を許諾するものとし、ウェブサイト、公式 SNS アカウント、印刷物、宣伝広告物等に使用することがあることを承諾すること。
  - ・以下に該当する写真は応募者に通知することなく選考の対象外とする
1. 町公式アカウントのタグ付け及び応募用ハッシュタグ等の必要な事項の記載のないもの
  2. 非公開設定のユーザーアカウントから投稿したもの
  3. モノクロ写真や合成写真・組み写真、文字入力など極端な加工をしたもの
  4. 個人、企業、団体などを中傷するもの又はプライバシーを侵害するもの
  5. 第三者の著作権、商標権、肖像権などを侵害するもの
  6. 法令等に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
  7. 公序良俗に反するもの又は違反するおそれのあるもの
  8. その他、当コンテスト運営が不適切と判断するもの
- ・入賞したか否かにかかわらず、応募作品の利用許可等について相談の上、神石高原町のプロモーション活動等で紹介・活用する場合がある。
  - ・本コンテストを通じて得た個人情報、関連する業務以外では一切使用しない。
  - ・審査における選考基準、過程、結果に関する問い合わせには一切回答しない。
  - ・応募に関する一切の費用は応募者が負担する。
  - ・本事業の内容に関して、予告なく変更または、やむを得ず中止する場合がある。
  - ・本コンテストに参加したこと、または、入賞したこと起因するいかなる損失、負債、被害、費用、その他申し立てについて、神石高原町は一切の責任を負わない。
  - ・定められていない事項については、神石高原町の判断により決定する。

9.問合せ先

神石高原町政策企画課

電話 0847-89-3351 メール [jk-seisaku@town.jinsekikogen.lg.jp](mailto:jk-seisaku@town.jinsekikogen.lg.jp)